

全国建築審査会協議会規約

(目的)

第1条 本会は、全国の建築審査会相互の連絡をとり、建築行政の適正な運営を図ることを目的とする。

(名称)

第2条 本会は、全国建築審査会協議会と称する。

(事務所)

第3条 本会の事務所は、第8条に規定する会長の所属する建築審査会の所在地に置く。

(事業)

第4条 本会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 全国建築審査会会長会議及びブロック別会議を開催し、建築行政に関する重要事項を審議する。
- 二 その他本会の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第5条 本会の会員は、全国の建築審査会をもって会員とする。

(会費)

第6条 本会の会費（負担金）は、全国の特定行政庁の負担とし、次のとおりとする。

区分	種 別	会費（負担金）
(1)	東京都、政令指定都市が属する都道府県及び政令指定都市の特定行政庁	68,000円
(2)	区分(1)及び(3)以外の特定行政庁	48,000円
(3)	建築基準法第97条の2に規定する特定行政庁	9,000円

2 前項の会費（負担金）は、少なくとも3年ごとに物価変動等の要素を考慮し、必要がある場合は適宜改定するものとする。

(役員)

第7条 本会に、次の役員を置く。

- 一 会長 1名
- 二 副会長 1名
- 三 世話人 10名
- 四 監事 2名

(会長)

第8条 会長は、全国の建築審査会会長のうちから総会において選出する。

2 会長は、本会を代表し会務を総理する。

(副会長)

第9条 副会長は、全国の建築審査会委員のうちから会長が指名し、世話人会において承認を受けて選出する。

2 副会長は、会長を補佐する。

3 会長に事故あるときは、副会長がその職務を代理する。

(世話人)

第10条 世話人は、北海道、東北、関東第1、関東第2、北陸、東海、近畿、中国、四国、九州の各ブロックから各1名をそれぞれ選出する。ブロック区分は別表1のとおりとする。

2 世話人は、世話人会の議決を受けて、本会の運営及び事業の執行に携わる。

(監事)

第11条 監事は総会において、東日本、西日本の各グループの建築審査会会長のうちから各1名をそれぞれ選出する。グループ区分は別表2のとおりとする。

2 監事は、本会の会計を監査する。

3 監事に事故あるときは、世話人会の指名する者がその職務を代理する。

(役員任期)

第12条 役員任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 役員任期中に、異動のあった場合は、新任者の任期は前任者の残任期間とする。

(事務局)

第13条 本会に事務局を置く。事務局長及び事務局員は、会長が委嘱し、職務は会長の指示による。

(総会)

第14条 総会は、全国建築審査会長会議をもってあて、次の事項を審議・議決する。

- 一 事業計画、予算及び決算
- 二 規約の変更
- 三 その他重要事項

2 特定行政庁は、前項各号に掲げる事項について、総会に出席して意見を述べることができる。

(世話人会)

第15条 本会は、世話人会を随時開催して、次の事項を審議・議決する。

- 一 総会提案事項
- 二 その他総会の議決を要しない本会の運営等に関する事項

(委員会)

第16条 会長は本会の目的を達成するために必要と認める場合は、本会に委員会を置き、特定の課題を調査又は検討させることができる。

(資産及び経費)

第17条 本会の資産は、次の各号に掲げるものより構成され、本会の経費にあてる。

- 一 会費(負担金)
- 二 寄付金
- 三 その他収入

(会計年度)

第18条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

附則

本規約は、昭和39年4月1日から実施する。

附則

本規約は、昭和 42 年 4 月 1 日から実施する。

附則

本規約は、昭和 46 年 4 月 1 日から実施する。

附則

本規約は、昭和 47 年 4 月 1 日から実施する。

附則

本規約は、昭和 48 年 4 月 1 日から実施する。

附則

本規約は、昭和 49 年 4 月 1 日から実施する。

附則

本規約は、昭和 50 年 4 月 1 日から実施する。

附則

本規約は、昭和 54 年 4 月 1 日から実施する。

附則

本規約は、昭和 55 年 4 月 1 日から実施する。

附則

本規約は、昭和 58 年 4 月 1 日から実施する。

附則

本規約は、平成 2 年 4 月 1 日から実施する。

附則

本規約は、平成 3 年 4 月 1 日から実施する。

附則

本規約は、平成 5 年 4 月 1 日から実施する。

附則

本規約は、平成 16 年 4 月 1 日から実施する。

附則

本規約は、平成 17 年 4 月 1 日から実施する。

附則

本規約は、平成 18 年 4 月 1 日から実施する。

附則

本規約は、平成 19 年 4 月 1 日から実施する。

附則

本規約は、平成 21 年 4 月 1 日から実施する。

附則

本規約は、平成 23 年 4 月 1 日から実施する。

附則

- 1 本規約は、令和 2 年 9 月 17 日から実施する。
- 2 全国建築審査会協議会規約第 12 条第 1 項の規定にかかわらず、令和 3 年 3 月 31 日に終了する役員任期は、令和 4 年 3 月 31 日までとする。

別表 1 (第 10 条関係)

ブロック名	特定行政庁が所在する都道府県
北海道	北海道
東北	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東第 1	茨城県、栃木県、群馬県、山梨県、長野県
関東第 2	埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県
北陸	新潟県、富山県、石川県、福井県
東海	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
近畿	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
四国	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

別表 2 (第 11 条関係)

グループ名	特定行政庁が所属するブロック
東日本	北海道、東北、関東第 1、関東第 2、北陸
西日本	東海、近畿、中国、四国、九州